

令和6年度

東京国際空港施工状況確認補助業務

特記仕様書

令和5年 12月
国土交通省関東地方整備局
東京空港整備事務所

1. 業務概要

本業務は、東京国際空港整備事業に関する工事実施（施工プロセスを通じた検査方式による工事を含まない）の検査補助を行うものであり、対象工事の監督職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 業務場所

東京国際空港の対象工事現場（調査現場を含む）及び調査職員が指定する場所

3. 履行期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、履行期間中における休日は以下を想定している。

昼間：土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇

夜間：週7日の内連続する2日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京国際空港 施工状況確認補助業務	施工状況確認補助業務	式	1	
	打合せ	回	45	
	協議・報告	回	3	
	成果品	式	1	

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「空港土木工事・業務発注者支援業務共通仕様書」（国土交通省航空局令和3年1月改訂）の定めによるものとし、それによりがたい場合については、「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書」（令和5年4月改訂）の定めによるものとする。

なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- 2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工実施状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握した上で、業務を行わなければならない。
- 3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

5-3 業務の内容

本業務は、「空港土木工事・業務発注者支援業務共通仕様書」第2編第3章に規定する、施工状況確認補助業務について実施するものとする。

5-4 対象工事

1) 施工状況確認補助

本業務の対象工事等は表-1及び表-2のとおりとする。

なお、対象工事等の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

表-1 令和6年度に実施する対象工事件名(予定)

業務対象工事名(予定)		工期(参考)
港名	対象工事名	
東京国際空港	令和4年度 東京国際空港B滑走路他舗装改良工事	R4年11月～R6年12月
東京国際空港	令和5年度 東京国際空港西側貨物地区エプロン地盤改良等工事	R5年11月～R6年9月
東京国際空港	令和5年度 東京国際空港旧整備場地区護岸他改良等工事	R5年12月～R6年11月
東京国際空港	令和4年度 東京国際空港空港アクセス鉄道連絡通路部仮切り直し通路築造工事	R4年7月～R7年3月
東京国際空港	令和5年度 東京国際空港A滑走路南側外周護岸土質調査	R5年11月～R6年6月
港名	対象工区分	件数
東京国際空港	空港等土木工事	8
東京国際空港	空港等舗装工事	3
東京国際空港	空港等維持工事	2
東京国際空港	測量・調査	3
東京国際空港	土質調査	8

表-2 令和7年度対象工事(予定)

港名	対象工区分	件数
東京国際空港	空港等土木工事	10
東京国際空港	空港等舗装工事	6
東京国際空港	空港等維持工事	2
東京国際空港	測量・調査	5
東京国際空港	土質調査	5

5-5 実施体制

- 1) 打合せは、本業務を的確に遂行するために2回/月以上行うこととする。
- 2) 担当技術者の員数は下記を想定しているが、増員等業務内容の変更については調査職員と受注者に協議することができる。
 昼間:担当技術者 7人以上
 夜間:担当技術者 9人以上
- 3) 履行期間中における休日に業務を行うことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。
- 4) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する空港工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「空港請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。
- 5) 業務実施に伴う勤務時間(休憩時間含む)は以下を想定している。
 昼間勤務 : 9時～18時
 夜間勤務 : 21時30分～6時30分

5-6 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、中間報告(令和6年度完了時)、最終報告の計3回を行うものとする。なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

5-7 成果品

業務完了時には、「空港土木工事・業務発注者支援業務共通仕様書」2-3-1-4、1-1-15に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめるものとし、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品 CD-R又はDVD-R 2枚

6. 資料等の貸与

- 1) 本業務に必要な資料を貸与するものとする。
 - (1) 対象工事の発注用設計図書(特記仕様書(案)、図面及び数量計算書)
 - (2) その他必要と認められる資料等

7. その他

- 1) 本業務を実施するにあたり、業務用自動車を下記により業務期間中配備することを標準とする。
なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

自動車の型式	台数 (参考数量)	配備期間	摘要
ライトバン	9台	令和6年4月1日～令和8年3月31日	

- 2) 本業務の実施にあたり、受注者は、東京空港整備事務所の近隣に事務室等を自ら確保し、必要な事務機等を備えなければならない。
- 3) 本業務を実施するにあたり、必要となる交通船については東京空港整備事務所が別途調達する港湾業務艇等を使用することができる。なお、使用にあたっては、調査職員と調整しなければならない。
- 4) 本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。
- 5) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。
- 6) 制限区域内に立ち入る際は、東京国際空港長の許可を受けた人員及び車両とする。
- 7) 本業務の遂行にあたっては、「空港土木工事共通仕様書」1-1-49(空港工事の留意点)に記載されている法令等を遵守しなければならない。
- 8) 技術提案
 - (1) 技術提案履行計画書
受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。
 - (2) 技術提案履行計画書の変更
受注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と別途協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、業務計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
 - (3) 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
 - (4) その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- 9) 配置技術者の確認について
 - (1) 受注者は、業務計画書(「空港土木工事・発注者支援業務共通仕様書」1-1-11業務計画書)の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - (2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

- (3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- (4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。

10) 技術指導者について

- 1) 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者(担当技術者として配置)を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
 - ① 定期的に管理技術者の指導を行うこと(1回/週程度)。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
 - ② 特記仕様書に記載された、発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
 - ③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に記名又は署名(署名又は押印を含む)するものとする。

11) 契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

12) 設計変更等について

設計変更等については、発注者支援業務等契約書第20条から第21条及び「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-19から1-1-20などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。

13) 本業務はクイックレスポンス実施対象業務である。

「クイックレスポンス」とは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要なのかを確認し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に回答するものである。

14) 業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。

また、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。会議の開催は、調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

15) 本業務は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

- 1) 本業務に係わる提出書類の事務処理においてインターネットと発注者が提供するシステム(業務帳票管理システム)を利用するものとする。
- 2) システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。

16) テレビ・webによる打合せ・検査について

- (1) 本業務の打合せは、テレビ・web会議を活用するものとし、事前に調査職員と協議のうえ、決定する。
なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度調査職員と協議のうえ、変更出来るものとする。
- (2) 検査は、テレビ・web会議による検査を行うことができるものとし、調査職員と協議により決定する。

17) 対象工事における遠隔臨場への対応について

本業務において、対象工事が港湾の建設現場における遠隔臨場の対象である場合には、「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」及び「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」の内容に従い実施するものとする。

18) 本業務を実施するにあたり、受注者は、調査職員の指示により、業務に使用する事務室所在地から業務用自動車での移動が困難な遠隔地で業務を遂行する場合は、事前に実施体制について調査職員と協議するものとする。

なお、これに伴う費用は、本業務において受注者が設置する事務所を出発基地として計上できるものとし、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

以 上